

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年12月13日 開会

令和3年12月13日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年12月13日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子	3番 遠藤恒男	4番 望月三千夫
5番 赤池勝	6番 佐野正	7番 千頭和栄一
8番 石川邦彦	9番 佐野公洋	10番 松下善洋
11番 村松義正	12番 植松眞二	13番 齊藤学
14番 石川嘉章	15番 朝比奈美芳	16番 杉浦徳子
17番 植竹繁	18番 後藤文隆	19番 松永孝男

欠席委員

1番 佐野芳弘

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野俊英	2番 塩川金彦	3番 佐野三男
4番 遠藤光浩	5番 佐野均	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	9番 望月義雄
10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎	12番 佐野強
13番 近藤雅隆		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	池田幸司
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

師走の12月に入り、大変お忙しい中、富士宮市の農業委員会総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に入る前に1番 佐野芳弘委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日、配付しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、三園平■■■■、畑、49平方メートルほか1筆、計69平方メートルにつきまして、令和3年11月15日に通行路を目的とした農地法第5条届出受理がなされましたが、都合により取消願が提出されました。

続きまして、第2項、矢立町■■■■の内、田329.82平方メートルにつきまして、平成25年1月11日に集合住宅敷地の拡張、駐車場12台を目的とした農地法第5条届出受理がなされましたが、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

これは処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、3番 遠藤恒男委員、5番 赤池 勝委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人は、3番 遠藤恒男委員、5番 赤池 勝委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第75号から議第66号です。

初めに、報第75号から報第79号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年10月21日から令和3年11月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第75号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の2ページから5ページを御覧ください。

報第76号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第77号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、植林から長屋住宅、駐輪場、ボンベ庫への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の7ページ及び8ページを御覧ください。

報第78号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから12ページを御覧ください。

報第79号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利の設定をしようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、14件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第75号から報第79号まで報告済みとします。

議第63号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の13ページを御覧ください。

議第63号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一受人の案件になりますので、一括して説明いたします。別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項及び第2項申請地は下条で、市立上野小学校の南に位置する農地です。受人、■■■■さんと第1項渡人、下条の■■■■さんと、第2項渡人、■■■■さんとの売買契約で野菜を栽培する計画です。申請地は平成29年8月から農地法3条にて受人が貸借しており、借入地を取得するものです。受人は現在68歳、耕作面積は許可後3,823平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮浅間神社案内所の東側に位置する農地です。受人は小泉の■■■■さん

で、新規就農となります。渡人は、淀川町の■■■■さんになります。賃貸借契約となりまして、サツマイモを栽培する計画です。申請地は令和3年12月末日まで別の方が中間管理にて使用貸借していますが、貸借期間終了後の令和4年1月1日から賃貸借を行います。受人は現在、万野原新田にてつば焼き芋のお店を開いており、自店舗で販売する焼き芋や干し芋を栽培しています。受人は現在44歳、耕作面積は許可後5,960.30平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は人穴で、静岡県立朝霧野外活動センターの西に位置する農地です。受人は、農地所有適格法人として新規就農し、本農地を取得する株式会社■■■■です。渡人は■■■■となります。ワイン用にブドウを栽培する計画です。受人はこれまで北海道のワイナリーやブドウ農家で栽培や収穫を行い、自社においてワイン用ブドウの室内及び路地の栽培を1年程度行っています。同法人は、農業法人として、これまでの事業から転換し、農業の売上高が過半となる計画であり、役員も常時従事いたします。なお、同地南側は斜面のある林となっていますが、当該地は防風林として利用します。また、農用地ともなっている同敷地内の一部に農地転用が必要となる範囲以下で農業用の倉庫及び井戸等を設置する計画で、建築住宅課、都市計画課、花と緑と水の課といった関係課と調整を終えていると聞いております。耕作面積は許可後4万3,420平方メートル、稼働人員は取締役を含む社員4名で、追加の人員として富士宮でパート2名を増員予定です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は根原で、エル・ファーム・サカキバラ富士農場及び富士バイオテックの北東に位置する農地です。受人は、杉田の■■■■さんと、渡人、東京都港区の■■■■さんの売買契約となります。申請地は、平成30年12月の農地法3条許可にて渡人が取得しておりましたが、渡人が管理できなくなったということで、隣地の所有者である受人に売買を相談し、取得するものとなります。受人が所有する隣地では、受人が代表取締役を務める法人がキャベツ、ネギの栽培を計画しておりますが、同地と地続きで利用し、キャベツを栽培する計画となります。なお、現在は未定ですが、今後同法人への貸借について受入側が検討しております。隣地では、客土を使った農地改良を今まで実施しておりましたが、現時点で本申請地での農地改良は予定していないと聞いております。受人は現在66歳、耕作面積は許可後2万2,312平方メートル、稼働人員は1名で、今後技能実習生2名を増員予定です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は西山で、西山公民館の南西に位置する農地です。受入、西山の■■■■さんと渡人、北町の■■■■さんとの贈与契約で、米を栽培する計画です。受入が高齢等で管理できないため、隣地を所有する受入に贈与するものです。受入は現在64歳、耕作面積は許可後1万182.09平方メートル、稼働人員は3名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び4項について担当委員の調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の3項の調査報告をいたします。

12月3日、10時40分頃から現地で本人、事務局3名、農業委員赤池さんと私で現地調査

を行いました。それで、この御本人は、もういろんなところで農業をやっておられて、今、焼き芋を、サツマイモのつぼ焼きをやっているって、万野のバイパス沿いにお店がありますけれども、非常においしい、「いろは芋」って言いましたかね。何かそんな名前だったと思います。四、五時間かけてじっくり焼くんで、甘みがすごく出て非常においしいということで、売れ行きもかなりいいようです。焼き芋と干し芋が主で、あとすごく小さくなくずみたいなものも近頃ペットの食料として売れるんで、もう捨てる場所がないと、非常に忙しいというふうにおっしゃっていました。耕作機械も整備されているようです。申請のとおり問題ないと思いますので、よろしく御審議お願いいたします。

2番 宮島孝子委員

ただいま審議中の4項の報告をさせていただきます。

これは、東京の方なものですから、Webで先月やりまして、ちょっとお水のこととか倉庫のことで問題があったものですから今月に持ち越されました。ここの地点は標高700メートル以上あるところなんですけど、今、人穴では結構ブドウの栽培が行われまして、霧もあるけどフランスのほうに視察に行ったりとかして結構勉強なさっているそうです。それで、ブドウというのは、何か苗木で植えて2年、3年で実はなるんですけれども、本格的になるのは10年近くたつということで、10年をめどにブドウを栽培しワインを製造していきたいということで、ちょっと人穴にもおいしいワインができるといいなと思いながら聞いておりました。問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっと、いいですか。今の宮島委員の話で、ブドウということがございますけど、この方は、ほかのほうで経営とか経験のほうは、何か、ヨーロッパのほうへ視察ということですが。

2番 宮島孝子委員

視察はワインの工場のところを見に行くぐらいで、経験はまだないということです。

議長

全く新規ですか。

2番 宮島孝子委員

新規ですよ。ブドウのほかにイチゴとかなんかも考えているようでもありますけれども、ブドウの苗木もオーナー制度を採るとかという話も出ている、結構大きくやられるみたいです。

議長

うまくいけばいいですがね。

2番 宮島孝子委員

そうなんです。そこです、問題はそこ。

議長

それから、3項のサツマイモ、私も知っている方や私もサツマイモ作っていますので、5反9畝となると物すごい大きいですね。大体1反歩で切り干しでいくと、大体100万ぐらい上がるんですよ。大変だけど。そうすると、2人で約6反歩、切り干しだけでも大変だしね。

19番 松永孝男委員

切り干しよりもつぼ焼きのほうが、多いようなことを言っていました。何か専用の大きなつぼをあつらえて、その中で焼くということだったですね。で、まだ、今6反歩なんですけど、最終

的にはもっともっと、あと四、五倍増やしたいというような意欲は持ってらっしゃいました。

議長

この畑は、前にやっぱりサツマイモ作ってた方ですね。この土地は。

19番 松永孝男委員

そこまではちょっと確認してなかったですけど。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

事務局 池田主査

すみません、先ほどの御質問について、まず、3項の法人のこれまでの農業経験について、御説明をさせていただきます。

新しく農地を取得するのは初めてなんですけれども、2017年に佐賀県のほうでなんですけど、土壌のリアルタイム監視システムというのを構築して、開発して販売したという経緯があります。それから、ワインについてなんですけど、2018年にフランスのブルゴーニュのほうでドメヌ地方というところを訪問してワインの調査をしたり、ピノ・ノワールとシャルドネの苗などを室内栽培、露地栽培を2020年から行っているということです。また、北海道の余市町のほうでワイナリーを訪問したり、収穫の協力を行って、いろいろ経験をされているというふうに聞いています。

続いて、山宮のサツマイモ畑の前の方のお話、こちらの方、富士市の方でして中間管理で借り受けてされていたんですけども、今回借り受ける方も仲間で一緒にサツマイモ等をやっていたというふうに聞いております。

以上です。

17番 植竹 繁委員

この4項のことなんですけども、これ事務局のほうへお願いをしておきたいんですけども、この南側のこの航空写真を見てもらうと分かるんですけども、この黒くなっているところからすごい傾斜地なんですけども、この下に牧草地があるんですけど、ここの住人から言われているのは、このくらい傾斜があると、ブドウを作って土砂が流れてきたら困るから何とかその辺はちゃんとしてくださいよと、申込みがありましたので、これは事務局がちゃんと確認というか、そういうふうにならないようにということを申し述べていただきたいと、よろしく申し上げます。

議長

この4万3,000平方メートルかな、広いね。

17番 植竹 繁委員

何せ、とんでもなく広いんですよ。

議長

広いですね。この今の現在の4万3,000平方メートルは、大体レビューは、やっぱり斜めか何かになって、平たんですか。

事務局 池田主査

南側の部分については、おっしゃっていただいたとおり傾斜地で林状になっている状況がございます。今、植竹委員さんのほうから御要望のありましたとおり、その土壌のほうが流れたりしないようにということは、相手方のほうに伝えさせていただければと思います。

議長

これはぜひ伝えてくださいね、何かあったら困りますから。

ほかにはありませんか。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

今の4項の件なんですけど、新規就農ということですよ、この地区においては。ですので、前、面積的にも大分大きいということで、代表者の方、今事務局の説明はありましたけれども、代表者の方に来て説明をいただくということが出来るもんかどうか、その辺もちょっと伺いたいと思いますけど。

議長

こういう席、それとも事務局へ行く。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

やっぱり事務局でもこういう席でもいいんですけど。

議長

こういう席はあれですが、事務局、ちょっと今の関係でお話ししたことあるのかな。

事務局 池田主査

そうですね、先月なんですけれども、こちらの開拓の担当の農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんを交えてなんですけど、Web会議のような形式で一度会議を行いまして、これからの営農計画であるとか、今後どのようにしなきゃいけないのか、あるいは課題というのは何があるのかといったことをちょっと会議でお話しさせていただきました、今日申請のほうをいただいているところになります。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

今のような説明が前もってあったからですね。こういう話があればよろしいんですけど、突如として議題に載っかってきて、聞いたことのない会社だということになると、なかなか納得できない部分もあるんじゃないかなという気がいたします。そういう段階ですもので、今の話が前もってあったらよかったのかなと思っていますけど。

事務局 望月次長兼振興係長

いわゆる農地法の3条の新規就農につきましては事前に申請人と担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と一緒に事前に一緒に現地調査を行っているところであると思いますけれども、今、推進委員さんがおっしゃっていることは、全ての案件についてということですか。それともこの案件についてということでしょうか。

農地利用最適化推進委員 6番 村松慎一委員

この案件について、他県から来ているということと、面積が大きいということで、この件に関してちょっと伺いたいということなんですけど。そういうことなんです。

議長

そういうことです。それで、これ切り盛りは、もう一回確認します、ないですね、切り盛りは。

ということは、ある場合は、これ開発行為に該当してくるもので。

事務局 池田主査

農地改良等の切り盛りは実施しない予定になります。

議長

大丈夫だね。分かりました。

ほかにはございませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第63号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第64号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の16ページを御覧ください。

議第64号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地は、山宮■■■■、畑651平方メートルで、浜松市の有限会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。申請人は、太陽光発電設備の設置・管理を行う法人で、日照条件のよい富士宮市で事業用地を探していたところ、本申請地を取得できることとなり、申請に及んだものです。申請地は、山宮ふじざくら球技場の北東約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。申請地の周囲には農地が存在しますが、境界にはフェンスを設置し、切り盛りや造成等、土地の形質変更は行わず、透水性のある防草シートを敷き、雨水は自然浸透させる計画で、周辺農地への影響は軽微であると思われま。市の条例に規定される抑制区域には該当せず、パネル面積も1,000平方メートル未満であるため、問題はありません。他法令への抵触はなく、自治会長や近隣住民への事前説明も行っており、地域の要望に沿った形で事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。資金は自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、上井出■■■■、畑ほか2筆、計2,621平方メートルで、浜松市の株式会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。申請人は、太陽光発電設備の設置・管理を行う法人で、日照条件のよい富士宮市での事業用地を探していたところ、本申請地を取得できることとなり、申請に及んだものです。申請地は、上井出インターチェンジの北東約300メートルに位置する、公益的施設の整備状況から見て市街化の傾向が著しい区域内にある第3種農地に該当します。申請地の周囲には農地が存在しますが、境界にはフェンスを設置し、切り盛りや造成等、土地の形質変更は行わず、透水性のある防草シートを敷き、雨水は自然浸透及び調整地により処理する計画で、周辺農地への影響は軽微であると思われま。市の条例に規定される抑制区域には該当しないものの、パネル面積が1,000平方メートルを超えるため届出が必要であり、既に担当部局との調整が済んでいることを確認しております。景観法

等他法令への抵触はなく、自治会長や近隣住民への事前説明も行っており、地域の要望に沿った形で事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の第1項の調査説明、調査報告をいたします。

12月3日に現地で申請者1名、代理人1名、事務局2名、農業委員の赤池さんと私で現地を調査いたしました。事務局から説明がありましたとおり、かなりの急傾斜地に、もう農地としてはかなり不向きだなというような場所です。ここにソーラーパネルを設置して総出力129.6キロワットということですから、ちょっと大きめのソーラーパネルになるんでしょうけど、そういうものを設置しますということです。地元には先ほどの説明のように、説明会をしてあると。それとやっぱり急傾斜地なものですから、雨水の心配があるものですから、先ほど浸透性という格好で説明がありましたけれども、くれぐれもその問題が起こらないように注意してくださいということを確認してきました。

問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第2項について報告をいたします。

12月6日、申請人の営業担当者、事務局2名、私で現地において説明を聞きました。内容等につきましては事務局の説明のとおりであります。パネル面積1,000平米以上のため、富士宮市景観等再生エネルギー発電設備事業に関する条例に基づいた処置がなされ、環境企画課エネルギー室への届出も済んでおります。上井出区長、それから隣地の接する土地利用者の説明も実施、意見要望等の回答と対策・対応について書面にて添付をしてあります。設置場所周囲はフェンスで囲み、周辺の農地へ影響はなく、計画の内容も申請のとおりでありますので、問題はありませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第64号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第65号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

本日配付をしました非農地証明申請の審議について差し替えさせていただいたものを御覧ください。

議第65号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外のものになっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真の8ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■、畑76平方メートルで、奇石博物館の東に位置する農地です。申請人の先代が平成17年10月15日から、申請地の南側にある農地等に富士白糸滝公園線から車両が進入する際に道幅が狭く不便なため進入路の一部として整備し、現在まで利用しているものです。周辺も公衆用道路、道路敷、山林であり、施工から10年以上経過していて、日常生活に必要な不可欠なものであることから、農地への復元は困難であり、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は半野■■■■、畑564平方メートルで、本願寺の南に位置する農地です。申請者は自宅の隣接地である本申請地を平成20年以前から農家住宅の敷地の一部として一体利用していたものです。都市計画法上農家住宅の敷地拡張であれば特に問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第3項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は西山■■■■、畑303平方メートルほか1筆、計1,915平方メートルで、小林工業テクニカルセンターの北東に位置する農地です。申請者の先代から年月日不詳ですが耕作できない状況で放棄し、森林原野化し、現在に至ったものです。周辺も山林に囲まれ、農地への復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

審議中の第1項、山宮の道路敷について調査報告をします。

12月3日に申請代理人と事務局3名、農業委員の赤池さんと私で現地を調査いたしました。事務局から説明がありましたように、平成17年10月15日に申請をして道路とせずともう十七、八年になるんですかね、使っていて、農地法の手続をよく知らなかったということで変更の手続きが遅れたということで、もうしっかりと道路になっておりました。事務局説明のとおり問題ありませんので、よろしく御審議お願いいたします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の第2項について報告をいたします。

12月6日、申請代理人、事務局2名、推進委員有賀さん、私、5名で現地を確認をいたしました。平成18年頃、先代が住宅を建築した際、住宅の一部として一体利用し、現在に至っております。隣地との境は、南側、西側、北側は石積みにされ、東側は道路となり、境も明確になっております。ほかに影響を及ぼすこともありません。申請書のとおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

12月6日、申請代理人の行政書士、鈴木推進委員、事務局職員2名と現地で会い調査を行いました。申請地は、北側を道路・山林、西側を宅地、東側と南側を農地に面した土地であります。ところどころ雑木があり、藤ヅル等が生い茂り、雑種地の状態でした。農地に復元し、利用することは困難と判断いたしました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第65号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第66号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

利用集積計画の概要について説明いたします。議案の18ページを御覧ください。

議第66号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和3年11月29日付富農第1013号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページをめくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目の農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数10人、利用権を設定する者の数25人、利用権を設定する農用地の面積は計14万4,328.86平方メートルです。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

第1項から第24項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

第1項申請地は西山で、西山本門寺の西に位置する農地です。西山の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、30年新規になります。移転後経営面積は6,835平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

第2項申請地も西山で、西山公民館の南に位置する農地となります。羽鮒の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万1,766平方

メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

第3項申請地は人穴で、人穴区コミュニティ広見公民館の南に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は15万6,345.11平方メートルになります。

続きまして、第4項、別冊航空写真14ページを御覧ください。

第4項申請地は馬見塚で、宗円寺の南西に位置する農地です。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万575.05平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

第5項申請地は大岩で、市立大岩明倫保育園の北に位置する農地です。大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は6万7,571平方メートルになります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

第6項申請地は人穴で、株式会社クリスタルフラワーの東、カウリゾートいでぼくの南東に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は7万5,378平方メートルになります。

続きまして、第7項から第10項までは同一借主の案件になりますので一括して説明します。航空写真は17ページを御覧ください。なお、第7項は、同一申請において2件の処理としているため、同一項番で2行にわたって表記されているところです。

第7項から第10項までの申請地は山本で、高原2区区民館の北東に位置する農地です。富士市岩本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は5万1,273.97平方メートルになります。

続きまして、第11項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第11項申請地は北山で、堀之内集会所の西に位置する農地です。北山の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、20年新規になります。移転後経営面積は3,345.41平方メートルになります。

続きまして、第12項から第23項までは同一借主の案件になりますので一括して説明します。航空写真は19ページから25ページまでを御覧ください。

第12項から第23項までの申請地は、いずれも山宮となります。第12項の字坂下分、及び第17項は、山宮スポーツ公園の西に位置する農地です。

航空写真次ページになります。第12項の字中澤分、第13項から第15項まで、第21項及び第23項は、市立山宮保育園から南東に位置する農地となります。

航空写真次ページとなります。第16項及び第18項の字出口分は、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地となります。

次ページで、第16項の字宮内分は、ファミリーマート富士宮山宮店の西に位置する農地です。

次ページ、第19項申請地は、山宮浅間神社案内所の南西に位置する農地です。第20項申請地は、万野4区区民館の北に位置する農地です。第22項の申請地は、航空写真に表示されておりませんが、写真右下の建物が株式会社富士山ポーターリーで、その西と東に位置する農地となります。

いずれも借主は万野原新田の■■■■さんで、第20項及び第23項は使用貸借権設定、ほかの項は賃借権設定となります。花木の栽培、10年新規になりまして、移転後経営面積は6万2,849.91平方メートルになります。

続きまして、第24項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

第24項申請地は麓及び根原で、朝霧メープルファームの北及び東に位置する農地です。根原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は8万6,283.62平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

9番 佐野公洋委員

今さらなんですけれども、期間の関係で、今まで聞いてきた中で大体10年新規というのが多かったと思うんですけど、30年新規とか20年新規、この辺の期間の決まり方って何かあるでしょうか。

事務局 望月次長兼振興係長

期間の設定につきましては、一応、10年以上ということをお勧めしております、20年、できれば長くということで、その中において、これにつきましては30年、借主の意向もあって30年にしたのかなと思います。またちょっと詳細につきましては、確認をしまして個別にお伝えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

今まで30年というのなかったもので。また後で確認して、次回にお願いします。

ほかにはございませんか。

6番 佐野 正委員

24項なんですけど、この両方とも同じ貸し手借り手が、名前が同じなんですけれども、例えば息子が法人にしたとかそういうことで貸し借りですか。

議長

そういうことですね、よろしいですね。

事務局 池田主査

法人化になります。

6番 佐野 正委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

ほかにはありませんか。

農地利用最適化推進委員 6番 村松 慎一委員

花木というのは具体的に何を。

事務局 池田主査

サカキになります。

議長

全部サカキ。事務局、全部サカキかな、これは。

事務局 望月次長兼振興係長

サカキとアクシバです。

議長

アクシバね。じゃ、一般的には皆同じものだね。アクシバもサカキも。

そういうことです。

ほかには。

[挙手なし]

議長

それでは、質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書（事業完了報告書）の受理状況」を事務局から説明させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書（事業完了報告書）の受理状況、令和3年12月10日現在について説明します。

本日配付をいたしました農地改良届の届出書（事業完了報告書）についての受理状況及び本日配付しました航空写真3枚つづりの1ページを御覧ください。

第1項、人穴■■■■、畑ほか2筆、計2万2,106平方メートルにつきまして、牧草地のかさ上げを目的とした農地改良届が令和3年6月24日に提出されました。諸事情により工期が延長し、令和3年10月30日に終了したものです。

続きまして、第2項及び航空写真の2ページを御覧ください。

根原■■■■、畑、1万630平方メートルにつきまして、畑が耕作に不向きであるため、耕作土を搬入し、畑の改良を目的とした農地改良届が令和3年4月26日に提出されました。工事期間は令和3年9月30日までの予定でしたが、諸事情により令和3年10月25日に終了したものです。

続きまして、第3項及び航空写真の3ページを御覧ください。

根原■■■■の内、畑ほか2筆、計2万940平方メートルにつきまして、牧草地の起伏の改善を目的とした農地改良届が令和2年11月20日提出されました。工事期間は令和3年3月31日までの予定でしたが、諸事情により令和3年10月30日に終了したものです。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、1月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年12月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時54分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
3 番

会議録署名人
5 番